

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1099 号（諮問第 1772 号）

件名：特別支援教育支援員調査について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 7 月 4 日、同年 8 月 2 日、同月 12 日、同年 11 月 7 日及び同年 12 月 14 日

2 原処分

平成 28 年 8 月 16 日、同月 26 日、同年 9 月 2 日及び平成 29 年 1 月 27 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 8 月 25 日、同月 30 日、同年 9 月 7 日及び平成 29 年 2 月 14 日
原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 12 月 14 日

5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）は、県内の市町村に対して行

った特別支援教育支援員調査の依頼文書及びその回答の取りまとめ結果である。

分類 2 は、文書管理に関する通知文書である。

分類 3 は、特定の不開示理由等説明書に記載のあった初任者研修の報告書である。

分類 4 から分類 7 までは、平成 27 年度及び平成 28 年度に県教育委員会事務局教育部特別支援教育課の職員が県外へ出張し、その内容及び結果を報告するために作成した復命書である。

(3) 別表 1 の 1 欄に掲げる請求 1 (以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。) から請求 4 までに係る審査請求について

審査請求人は、請求 1 から請求 4 までに係る各審査請求書において、条例第 7 条各号に該当しない旨を主張していることから、別表 2 の 1 に掲げる部分が、同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 4 には特定の個人を識別できる部分、個人の障害種類及び程度が分かる部分、診断名、病名、個人の生育歴、就学状況等が分かる部分並びに個人の内心が分かる部分、分類 5 には個人の氏名及び職名、分類 7 には特定の個人を識別できる部分、個人の支援内容が分かる部分、CLM チェックの結果及び担任の評価が記載されていることが認められた。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできな

いが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

- (ア) 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類2の総合文書管理システムの画面はシステムを独自に開発した法人が作成したシステムに関する情報であり、当該法人のノウハウや詳細な業務に係る情報であるとのことである。そのため、仮に公にすることとなれば、当該法人が蓄積してきたノウハウや独自の工夫等が明らかとなり、当該法人が競合他社との競争上劣後するおそれがあるなど、その業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法人の内部管理情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

また、分類6の法人の印影は法人が作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすると、偽造等によって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

- (ア) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合す

るよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類1には市教育委員会の職員のメールアドレス、分類6には総務省消防庁の職員のメールアドレスが記載されており、これらの情報は一般に公にされているものではないところ、これらを公にした場合、当該職員の担当事務とは無関係な問い合わせや意見等が寄せられるなど、適切な問い合わせ窓口の利用が損なわれるおそれや当該職員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、市教育委員会又は国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、市教育委員会又は国が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関によれば、分類3には研修受講者に対する校内の指導教員及び教科指導員の所感が記載されており、この情報を公にすることとなれば、今後開示されることを意識した当たり障りのない記述となり、研修受講者に対する適正な指導、評価ができなくなるなど、研修事務を含む、県教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、研修事務を含む、県教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

- (4) 請求5及び請求6に係る審査請求について

- ア 請求5及び請求6に係る請求対象文書について

当審査会において請求5及び請求6に係る開示請求書を確認したところ、特定の事件番号の裁判書類の開示を求めるものと認められる。

当審査会において検討したところ、事件番号は、それ自体からではただちに特定の個人を識別することができるものとは認められないが、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条に基づき、訴訟記録の閲覧請求をすることができることから、請求5及び請求6に係る請求対象文書

の存否を明らかにすることになれば、訴訟事件が特定され、訴訟の当事者又は関係者である個人の氏名等が明らかとなるため、請求 5 及び請求 6 に係る請求対象文書の存否自体の情報が、条例第 7 条第 2 号本文前段に該当すると認められる。また、この情報は同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

イ 請求 5 及び請求 6 に係る行政文書一部開示決定について

行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

前記アにおいて述べたとおり、請求 5 及び請求 6 に係る請求対象文書の存否自体の情報は、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報であることから、本来、請求 5 及び請求 6 に対しては、条例第 10 条の規定により、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解される。

一方で、実施機関は、請求 5 及び請求 6 に対しては分類 8 から分類 24 までを特定して行政文書一部開示決定を行っていることから、その存在は明らかとなっている。このような場合においては、当該行政文書一部開示決定を取り消して、改めて存否応答拒否による不開示決定を行う意味はなく、実施機関が分類 8 から分類 24 までを特定して、その一部を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(5) 実施機関のその他の主張について

総合文書管理システムの画面は、条例第 7 条第 3 号イに該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 特別支援教育課に対する開示請求 特別支援教育支援員調査の内容がわかる文書	分類 1	・平成 28 年度特別支援教育支援員調査について（通知）	平成 28 年 8 月 16 日 付け 28 教特第 468 号	平成 28 年 8 月 25 日
請求 2 特別支援教育課に対する開示請求 行政文書ファイルの管理方法が記載されている文書	分類 2	・ファイル（簿冊）の廃棄・延長・公文書館移管の予約について（通知）	平成 28 年 8 月 16 日 付け 28 教特第 475 号	平成 28 年 8 月 25 日
請求 3 特別支援教育課に対する開示請求 平成 28 年 6 月 16 日付 28 教特第 314 号 不開示理由等説明書に記載の内容に関する開示請求 校長が行った初任者研修の内容がわかる文書（開示請求時点のもの）	分類 3	・平成 20 年度初任者研修（校内研修）前期指導報告書 ほか	平成 28 年 8 月 26 日 付け 28 教特第 520 号	平成 28 年 8 月 30 日
請求 4 特別支援教育課に対する開示請求 H27 年度 H28 年度 復命書（県外のもの分）	分類 4	・復命書（H27 年 9 月 9 日）	平成 28 年 9 月 2 日付 け 28 教特第 546 号	平成 28 年 9 月 7 日
	分類 5	・復命書（H27 年 10 月 19 日） ほか		
	分類 6	・復命書（H27 年 11 月 25 日）		
	分類 7	・復命書（H28 年 1 月 14 日）		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 5 特別支援教育課に対する開示請求 平成○年(○)第○号のうち準備書面(3)証拠説明書	分類 8	・平成○年(○)第○号行政文書不開示決定取消請求事件証拠説明書(2)(平成22年8月18日)(被告)	平成29年1月27日付け28教特第810号	平成29年2月14日
請求 6 特別支援教育課に対する開示請求 平成○年(○)第○号事件に係る裁判書類一式	分類 9	・平成○年(○)第○号第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 ほか	平成29年1月27日付け28教特第812号	平成29年2月14日
	分類 10	・平成○年(○)第○号訴状 ほか		
	分類 11	・平成○年(○)第○号証拠説明書		
	分類 12	・平成○年(○)第○号第1準備書面		
	分類 13	・平成○年(○)第○号証拠説明書(平成24年6月21日のもの) ほか		
	分類 14	・平成○年(○)第○号準備書面(18) ほか		
	分類 15	・平成○年(○)第○号第23準備書面 ほか		
	分類 16	・平成○年(○)第○号証拠説明書(平成24年7月31日のもの)		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
	分類 17	・平成〇年(〇)第〇号 証拠説明書（平成 24年8月10日の もの）		
	分類 18	・平成〇年(〇)第〇号 準備書面		
	分類 19	・平成〇年(〇)第〇号 証拠説明書（平成 24年9月12日の もの）		
	分類 20	・平成〇年(〇)第〇号 準備書面(20)		
	分類 21	・平成〇年(〇)第〇号 最終準備書面		
	分類 22	・平成〇年(〇)第〇号 証拠説明書（平成 24年11月21日 のもの）ほか		
	分類 23	・平成〇年(〇)第〇号 第27準備書面（最 終準備書面）		
	分類 24	・平成〇年(〇)第〇号 判決		

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のメールアドレス 条例第 7 条第 6 号に該当 特定の市教育委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
分類 2	<ul style="list-style-type: none"> ・総合文書管理システムの画面 条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第 7 条第 6 号に該当 県教育委員会が行う文書管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
分類 3	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の指導教員及び教科指導員の所感 条例第 7 条第 6 号に該当 県教育委員会が行う研修事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
分類 4	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別できる部分 ・個人の障害の種類及び程度が分かる部分 ・診断名及び病名 ・個人の生育歴、就学状況等が分かる部分 ・個人の内心が分かる部分 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。
分類 5	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名及び職名 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
分類 6	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の印影 条例第 7 条第 3 号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・国の職員のメールアドレス 条例第 7 条第 6 号に該当 国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	れがあるため。
分類 7 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人を識別できる部分 ・ 個人の支援内容が分かる部分 ・ CLM チェックの結果 ・ 担任の評価 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。
分類 8 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 ・ 被告訴訟代理人弁護士の印影 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。 条例第 7 条第 3 号イに該当 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
分類 9 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
分類 10 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。
分類 11 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、所属名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 被告訴訟代理人弁護士の印影 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。 条例第 7 条第 3 号イに該当 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
分類 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳述書 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
分類 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被告訴訟代理人弁護士の印影 	<p>条例第7条第3号イに該当 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
分類 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、所属名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 原告の家族の状況が分かる部分 ・ 個人の言動及び行動が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳述書及び報告書 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>分類 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、所属名 その他特定の個人を 識別できる部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
<p>分類 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 陳述書及び報告書 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 17 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 診断書 	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。
分類 18 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 ・ 陳述書 	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。 条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。 条例第7条第6号 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
分類 19 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 個人の支援内容が分かる部分 ・ 個別の教育支援計画 	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。 条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。 条例第7条第6号に該当 県教育委員会が行う生徒指導事務に関する情報であ

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<p>って、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>分類 20</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 ・ 個人の内心、言動及び行動が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原告の開示請求理由を推測した部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>分類 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 ・ 個人の言動が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
<p>分類 22</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<p>特定の個人を識別できることとなるものを含む) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号に該当 県教育委員会が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
分類 23 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 個人の言動が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>
分類 24 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、所属名その他特定の個人を識別できる部分 ・ 個人の言動が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>